

グローバル化を考える

日本の約20倍の面積を持つ広大な国オーストラリア。世界最大のサンゴ礁であるグレート・バリア・リーフなどの世界遺産が多くあります。また、全住民の約4分の1が海外生まれという多民族国家で、多文化主義の思想が社会各層に浸透しています。

今回は、日本とオーストラリアの多文化共生や、多文化主義理念の変容について、慶應義塾大学法学部教授の塩原良和氏にご寄稿いただきました。

「共有」と「強要」のあいだで ——日豪の多文化共生／多文化主義理念の変容



慶應義塾大学法学部 教授 塩原 良和

1 「多文化共生」の論理

2018年12月、新たに導入された在留資格「特定技能」の労働者を含む外国人労働者／住民全般への支援の拡充を目指す「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が法務省主導で策定された（法務省2018）。この「外国人材との共生」は、総務省を中心に従来展開されてきた「多文化共生」の新たな展開だといえるが、それを外国人住民の社会的包摂に向けた前進として手放しで評価できるのか。

まず、「多文化共生」の論理にも問題が指摘されてきたことを想起したい（岩淵編著2010、馬淵編著2011、塩原2012）。2006年の総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』での「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省2006: 5）」という定義を再考してみる。まず「国籍や民族などの異なる人々が」は、その後の施策の展開のなかで「日本人と外国人が」と言い換えられ、両者の明確な文化的区別が施策の前提となった。そして「対等な関係を築こうとしながら」「共に生きていく」ことは、外国人が「日本人と同様に」「自立」して地域社会で生活することと解釈された。その結果、「支援を必要とする外国人」は、「まだ日本人と対等ではない＝日本人と同様に

は自立していない」という暗黙の想定が生じた。こうして日本人／外国人の文化本質主義的二分法を前提に、外国人が「日本人と同様に」「自立して」生活できるように「日本人が支援する」というパターンリズムの論理が、多文化共生施策を規定することになった。

もっとも、このパターンリズムは近年では一部修正されている。2017年の総務省『多文化共生事例集』では、外国人を「支援される側」とのみ捉える視点から脱却し「外国人住民のもつ多様性を資源として地域活性化やグローバル化に活かしていく」ことが強調された（総務省2017: 158）。欧州の「インターカルチュラル・シティ」理念の影響を受けた「グローバル人材としての外国人住民」というこの発想は、2010年代後半に制定・改訂された主要自治体の多文化共生理念にも通底し、山脇啓造によって「多文化共生2.0」と名付けられた（移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編2018: 145）。

2 「外国人材との共生」の含意

外国人を経済的国益に資する「人材」とみなす発想は、2018年6月の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2018」や、同年12月の総合的対応策（先述）にも共通する。だが2018年の文書では、外国人が日本社会に

「円滑に共生できる」ように、「外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するように努めていくことが重要である」と強調される。つまり、外国人自身に日本的な価値観を積極的に学ぶ努力が求められている（内閣府2018: 26、法務省2018: 1）。

しかも2018年の総合的対応策には、いわゆる「偽装留学生」を含む「不法滞在事犯」「偽装滞在事犯」の取り締まり強化、そして「濫用・誤用的な難民認定申請」の抑制が盛り込まれた（法務省2018: 29-31）。非正規滞在者の取り締まり強化や難民申請者への厳格な対応そのものは、従来から実施されていた（Shiobara et al., eds., 2019）。だが、それが「共生」施策の一部として語られることはこれまでなかった。また社会保険料や税金を滞納した特定技能外国人に、在留期間の延長や在留資格の変更不許可を含む厳格な措置をとるとし、その他の外国人に対しても同様の対応が検討されることになった（法務省2018: 22-23）。これは、外国人を社会保障制度における潜在的な負担とみなす発想に他ならない。経済的国益をもたらす「外国人材との共生」のために、コストと脅威をもたらす「有害な」外国人を積極的に排除するという「排除によって共生を実現する」論理が、2018年総合的対応策のテキストの根底にある。

3 リベラル多文化主義と「アクセスと公平」

「外国人材との共生」理念が含意する、外国人に日本的な文化や価値観を共有することの「強要」と、「有害な」人々を排除することで「有益な」人々との共生を実現するという発想は、オーストラリア多文化主義の公式理念の近年の変化と共通点がある。

1970年代に導入されて以来、オーストラリア連邦政府の多文化主義理念は自由民主主義、

法の支配、自由と公正といった価値を堅持し、移住者個々人の文化的多様性をその範囲内で承認してきた（塩原2017a）。それはすなわち、民族・文化的マイノリティがリベラルな諸価値を共有することで社会的連帯を高めようとする「リベラル多文化主義」である（キムリック2005: 367-90）。それと同時に、オーストラリア多文化主義は移住者に対する社会的権利の保障と機会均等を重視してきた。文化的に多様な背景をもつ人々への適切な配慮が、1970年代末から社会政策・社会保障制度全般で推進されてきた。これは今日では、「多文化へのアクセスと公平」と呼ばれる。多文化主義とは特定の政策領域ではなく、社会政策や制度全体に通底する原則なのである。それに加えて、新規移住者や難民・人道的見地からの受入者等の固有なニーズに対応する定住支援施策を、連邦・州政府や地方自治体、民間セクターが連携して実施している（DSS 2016）。リベラルな価値の共有を移住者に求めつつ、かれらへの社会的公正を保障する施策を推進するというバランスを、オーストラリアの多文化主義は追求してきた。

4 「オーストラリア的価値」の共有／強要

しかし2013年から続く保守連合政権では、このバランスに変化が見られる。2017年にマルコム・ターンブル政権が発表した多文化政策に関するステートメントでは、「共有されたオーストラリア的価値」の重要性が強調された。それ自体は「尊重」「平等」「自由」、そして法の支配、議会制民主主義、多様性の尊重など、従来のリベラル多文化主義が強調してきた価値である（Australian Government 2017）。しかし決定的に異なるのは、これらの価値を侵害する者は「オーストラリアに存在する余地はない」と断言していることである。

そこで「価値を共有できない」と想定されているのは、「イスラム過激主義者」の「テロリスト」である。

2010年代に入り、イスラムを「西洋」のリベラルな価値と相容れないと排斥する意識や運動が、オーストラリアでも台頭した (ICMNMU 2015, Iner ed., 2017)。リベラルな「オーストラリア的価値」を「力強く (muscular)」啓蒙し (Tudge 2018)、それを共有しない者を排除する保守連合政権の姿勢は、こうした風潮に迎合している。もっとも、政府は「有害な」イスラム過激主義者と、そうではないイスラム系オーストラリア市民を区別し、後者を「オーストラリア的価値」を共有した「第一級のオーストラリア人」だと称賛してみせる (Lentini 2016)。にもかかわらず、それはイスラム系オーストラリア人に対して発せられた、「オーストラリア的価値」をわれわれと共有せよ、さもなくば「有害な」者としてこの国から排除するというメッセージである。実際、2015年には国籍法が改正され、テロに関与したオーストラリア国籍保持者が複数国籍者である場合、オーストラリア国籍を剥奪できるようになった。「オーストラリア的価値」の共有を「強要」し、それを根拠に「有害な」人々を排除することが「有益な」人々との共生をもたらすという想定が、そこには見出される。

5 「強要」の意図せざる帰結

移住者が移住先の人々と「価値を共有する」ことは、社会統合政策の重要な目的かもしれない。しかし「価値を共有する」と、「価値を共有するように強要する」ことは、決定的に異なる。

そもそも移住者の移住先社会との「同化＝価値の共有」は、移住後、世代を経るにつれてほぼ不可避に生じる。ただし移住先社会と

いっても均質ではなく、どのような社会階層に同化するかで、移住者の社会的包摂／排除の様相が変わってくる。オーストラリアの多文化主義が重視してきたのは、移住者が社会の周辺・底辺部に同化することで貧困層として固定化されないように、公正な参加と社会的上昇の機会を社会政策によって保障することであった。それにある程度成功したからこそ、連邦政府が提唱する自由、公正、他者の尊重といったリベラルな規範を、移住者は額面通り受け入れることができた。

いっぽう社会的公正の保障が不十分なままに、リベラルな価値を共有することだけを移住者が「強要」されるとき、何が起こりうるか。移住先を自由で公正な社会だと信じた（すなわち「価値を共有した」）移住者やその子どもたちは、自分たちが排除され、公正に扱われない現実と直面することになる。その理想と現実の乖離こそ、移住者、とりわけ第二世代以降の若者たちに裏切られたという感覚を与え、移住先社会を憎悪せしめ、極端な場合には犯罪やテロリズム（ホームグロウン・テロリスト）に走らせる根源となる（塩原2017b）。移住者の権利と社会的公正、機会均等を保障する確固たる施策なしに、ただ「われわれの価値を共有せよ」と移住者に「強要」することは、かれらにとって不幸であるだけでなく、われわれの社会の安全と安定にとっても危険なことなのだ。

オーストラリア国内では、欧州ほど深刻なテロリズムや社会的分断はまだ起きていない。それ自体、多文化主義による社会的公正の保障の努力の成果だといえる。だが「オーストラリア的価値」を「強要」する傾向は強まっており、今後については予断を許さない。まして外国人住民への社会的公正の保障の取組が遅れている日本で、外国人に「日本的価値の共有」を「強要」するのは拙速である。ま

ず、外国人住民の移住者としての権利を保障し、その参加を推進する決意を社会全体が示したうえで、行政が具体的な施策を推進しなければならない。「価値の共有」とは本来「手段」ではなく、そうした包摂に向けた取組の「成果」として現れるものなのである。

【引用文献】

- Australian Government, 2017, *Multicultural Australia: Unite, Strong, Successful*.
- Department of Social Services (DSS), 2016, *The National Settlement Framework*.
- Iner, Derya ed., 2017, *Islamophobia in Australia 2014-2016*, Islamophobia Register Australia.
- International Centre for Muslim and non-Muslim Understanding (ICMNMU), 2015, *Islamophobia, Social Distance and Fear of Terrorism in Australia: A Preliminary Report*.
- Lentini, Pete, 2016, "Demonizing ISIL and Defending Muslims: Australian Muslim Citizenship and Tony Abbott's 'Death Cult' Rhetoric," Virginie Andre and Douglas Pratt eds., *Religious Citizenships and Islamophobia*, New York: Routledge, 107-123.
- Shiobara, Yoshikazu et al., eds., 2019, *Cultural and Social Division in Contemporary Japan: Rethinking Discourses of Inclusion and Exclusion*. New York: Routledge.
- Tudge, Alan, 2018, "Maintaining Social Cohesion in a Time of Large, Diverse Immigration: Lessons from Australia," (Speech draft at the Australia-UK Leadership Forum, London).
- 移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編, 2018, 『移民政策のフロンティア——日本の歩みと課題を問い直す』明石書店.
- 岩淵功一編著, 2010, 『多文化社会の〈文化〉を問う——共生／コミュニティ／メディア』青弓社.
- キムリッカ, ウィル (稲田恭明・施光恒訳), 2018, 『多文化主義のゆくえ——国際化をめぐる苦闘』法政大学出版局.
- キムリッカ, ウィル (千葉真・岡崎晴輝ほか訳), 2005, 『新版 現代政治理論』日本経済評論社.
- 塩原良和, 2017a, 『分断するコミュニティ——オーストラリアの移民・先住民族政策』法政大学出版局.
- 塩原良和, 2017b, 『分断と対話の社会学——グローバル社会を生きるための想像力』慶應義塾大学出版会.
- 塩原良和, 2012, 『共に生きる——多民族・多文化社会における対話』弘文堂.
- 総務省, 2017, 『多文化共生事例集』.
- 総務省, 2006, 『多文化共生の推進に関する研究会報告書』.
- 内閣府, 2018, 『経済財政運営と改革の基本方針2018』.
- 法務省, 2018, 『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』.
- 馬淵仁編著, 2011, 『「多文化共生」は可能か——教育における挑戦』勁草書房.

著者略歴

塩原 良和 (しおばら・よしかず)

慶應義塾大学法学部教授。博士（社会学）。専門は国際社会学、多文化主義／多文化共生の理論的・実証的研究。主著に『分断と対話の社会学』（慶應義塾大学出版会、2017年）、『分断するコミュニティ』（法政大学出版局、2017年）、『共に生きる』（弘文堂、2012年）、『変革する多文化主義へ』（法政大学出版局、2010年）、『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義』（三元社、2005年）、*Cultural and Social Division in Contemporary Japan*（共編、Routledge、2019年）等。